

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方

さいとう しずき
斎藤 静樹

Discussion Paper No. 2011-J-7

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

会計基準開発の基本思考と コンバージェンスのあり方

さいとう しずき
斎藤 静樹*

要 旨

本稿では、まず財務報告に関する基本事項として、その役割は事実の開示であって予想形成は投資家の役割であること、企業にも開示の誘因があること、財務報告制度は数多い情報チャネルの1つでしかないこと等を確認したうえで、会計基準開発をめぐる基本思考の歴史的変遷をたどるとともに、それによって実際の会計基準がどのように変化してきたかを明らかにしている。そのうえで、基準開発の基本思考の1つでもある「グローバル・コンバージェンス」の台頭によって、会計基準がソフトな社会規範の性格を失い、書かれたフレームワークから機械的に導出される硬直的な体制に変化していることを指摘している。そして、このようなコンバージェンスの方向を、1)単一かつ高品質な基準、2)資産・負債アプローチ、3)公正価値測定という3つのキーワードで示したうえで、それぞれの内容を明らかにするとともに、問題点を分析している。最後に、コンバージェンスをめぐる最近の制度論議を踏まえ、日本は少なくとも連結ベースで日本基準を持ち続け、その考え方を国際基準に反映させていく態勢をとる必要があること、国際基準と日本基準が併存することに問題はないこと、連単分離や税と会計の分離、あるいは公開会社と中小企業の分離はいずれも制度的な課題を内包していることを指摘したうえで、あくまでもマーケットのプロセスを通じた下からの基準統合を進めていくという体制が必要であることを述べている。

キーワード：会計基準作りの基準、コンバージェンス、基準の画一性、資産・負債アプローチ、公正価値測定、概念フレームワーク

JEL classification: M41

* 明治学院大学経済学部教授 (E-mail: saito@eco.meijigakuin.ac.jp)

本稿は、2011年1月19日に開催された日本銀行金融研究所セミナーでの報告を基に作成したものである。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、あり得べき誤りはすべて筆者個人に属する。

目次

1. はじめに：基本事項の確認	1
2. 会計基準作りの基準	2
(1) 歴史的変遷	2
(2) 社会規範 vs. 「書かれた」ルール	3
3. コンバージェンスのキーワード	5
(1) 3つのキーワードと検討課題	5
(2) 単一かつ高品質な基準	6
(3) 資産・負債アプローチ	8
(4) 公正価値測定	10
4. 概念フレームワーク	12
5. 会計情報の有用性とその検証	12
(1) 実証研究の意義と限界	12
(2) 定性的にみた情報の有用性	13
6. おわりに：最近の制度論議から	14
【参考文献】	17

1. はじめに：基本事項の確認

まずはじめに、財務報告に関する基本的な事柄をいくつか確認しておく。

1点目は、財務報告制度の目的と情報利用者の役割である。財務報告制度の目的は、一般に投資家を中心としたマーケットのユーザーに対して、その企業の実態を開示することであるといわれている。情報利用者は、その実態の情報を受けて自らの責任において将来に関する予想を形成する。もちろん、事実と予想といっても曖昧な分類であり、例えば不良債権の評価は事実なのか予想なのかは判断が難しいが、開示する側は事実を開示し、ユーザーはそれを利用して予想形成をするというのが基本的な役割分担である。

2点目は、利用者の情報ニーズと、開示する側の誘因である。財務報告制度は、開示を常に回避する企業経営者に対して、利用者の側に立って開示を強制する制度であるといわれることが多いが、情報を開示する側にも、自ら開示をする誘因があることを確認しておきたい。

3点目は、財務報告制度以外にも、企業（経営者）と投資家とをつなぐ多様な情報チャンネルが存在するという点である。財務報告制度はさまざまな情報チャンネルの1つでしかない。

4点目は、開示のコストである。しばしばそのコストは企業が負担し、ベネフィットはもっぱら投資家が享受するといわれるが、開示のコストも最終的には投資家が負担する。問題は、企業と投資家の利害対立ではなく、情報ニーズが異なるさまざまな投資家の間で、どのように開示のコストを分担するかというところにある。

5点目は、情報開示における慣行・契約・制度の形成である。会計情報の開示は、基本的には市場取引の一種であり、そうした取引をアレンジするルールは市場の中から生み出される。まず市場慣行が形成され、それらが標準化されて契約となり、さらに標準化されて制度となる。標準化には、取引コストの節約という観点が大きく影響する。

6点目は、開示の下限を決める会計基準が、同時に上限を決めてしまう可能性である。特に画一的な規則で開示の下限が一律に決められていると、それ以上の情報を出そうとしても難しくなることもある。結果的に有用な情報の開示が制約される場合もある点に注意したい。

7点目は、資本市場の国際化と市場インフラの共通化である。市場の国際化に伴って市場インフラが共通化されていくことは誰も否定できないし、国際化が

進めば会計制度も国際化が進んでいく。これは避けがたい事態でもあり、かつ望ましいことでもあるが、どの程度の共通化が最適かは必ずしも自明ではない。国際化するのはあくまでも各国の市場であって、それとは別に国際市場が存在するわけではない。市場インフラを共通化するといってもさまざまなレベルがあり、そのレベルの中からどれを選ぶかは自明ではない。

最後は、制度の経路依存性と制度間の相互補完性である。社会制度は過去の発達の経緯に影響されるとともに、会計基準を含めたさまざまな制度の間には一定の関係が存在して互いに影響しあっている。例えば A、B、C という相互に関係しあう 3 つの制度について、ある国の制度は A₁、B₁、C₁ という組合せで、別の国の制度は A₂、B₂、C₂ という組合せであるとする。A だけをとれば A₁ が A₂ より望ましいとしても、B₂、C₂ と組み合わせるうえで A₁ のほうが望ましいかどうかは自明ではないことに留意する必要がある。

2. 会計基準作りの基準

(1) 歴史的変遷

会計基準開発をめぐる基本思考という主題を考えるうえで、まず会計基準をどのようなルールに基づいて作るかという、いわば基準作りの基準（メタ・ルール）に着目し、それが歴史的にどのように動いてきたかを確認しよう。

もともと会計基準は、市場に定着しているベスト・プラクティスを帰納的に集めたものであるといわれてきた。自然発生的な行動ルールをまとめて、その中に潜んでいる目的を帰納的に認識し、その目的によって行動ルールを体系化する。それが GAAP、すなわち一般に認められた企業会計の基準という概念であった。これは、米国において近代的な会計制度が形成される 1920 年代から 30 年代にかけて社会的な合意を得たスタイルである。

米国の会計基準の最も初期のものとして、1917 年に連邦準備制度理事会と会計士協会との共同で作られた **Uniform Accounting** を挙げることができる。その後 20 年代半ばからは、ニューヨークの証券取引所を中心に、会計士協会の協力のもと、自主的なディスクロージャー・システムが作られていった。1934 年には米国証券取引委員会（SEC）が設立されて基準設定権限を付与されたが、その時点ではすでに自主的な情報開示システムができあがっていた。そのため SEC は、権限を保有しながらも実際の基準開発を民間の専門家に委託し、委託を受けた会計士協会の会計手続委員会などがベスト・プラクティスを集成していくというかたちで GAAP の形成を図ってきた。これが当初のスタイルであっ

た。

しかし、このスタイルでは基準が次第にピースミールになって、基準間の整合性がとれなくなるという問題が顕現化し、60年代初めには、むしろ少数の前提や基本概念から基準を演繹して作り上げていくというノーマティブ・アプローチと呼ばれるスタイルが採用された。ここでは、実務上の慣行より概念の定義を優先し、「経済的資源」を中心に、その変動の認識・測定を体系化するという手法が採られていた。これが後に米国財務会計基準審議会（FASB）の概念フレームワークに受け継がれていくのである。このようなアプローチが、80年代のFASBの一連の活動を通じて定着していった。

その後、いわゆるグローバル・コンバージェンスの局面に入ると、ここではむしろ、財務報告の国際的な等質化、会計基準の統合化による情報の比較可能性を他の目的に優先させて制度化が進められていく。これは、直接には欧州の資本市場の統一に伴って規制を一元化する必要性から生じたものだが、同時に欧州企業の財務報告を米国に受け入れてもらえるよう、欧州のローカルな基準ではない国際的な基準を必要としたという事情もあった。だからこそ、世界の会計基準を国際会計基準審議会（IASB）が中心となって統一しようという運動に発展した。この局面では、むしろ基準の画一化が大きな目的とされてきた。

（2）社会規範 vs. 「書かれた」ルール

それでは、（1）でみたような基準作りの基準の歴史的変遷に伴って、実際の基準はどのように変化してきたであろうか。もともと会計基準は、ベスト・プラクティスを集積した社会規範であった。社会規範とは、法と経済学の開拓者であるポズナーの概念によると、基本的には社会の成員が互いの行動について共有する期待である¹。公的な機関が定めたものではなく、法的なサンクションを伴って強制されるものでもないが、秩序立てて集められたルールということである。例えば慣習法、自然言語の文法規則、エチケットといったものがこれに該当する。会計基準の原型も、そうしたものであったといわれている。

社会規範のシステムの機能を支えるのは、基本的には、専門家による専門的な判断と、仲間（peer）による第三者的な評価である。財務報告の自律性も、それらに支えられていくわけであるが、それがさまざまな要因によって崩れてくる。サンダーがいうように、直接的にはルールがピースミール化して互いに

¹ Posner [1974,1997]。

矛盾し、同時に会計情報が経営者報酬と直結して彼らの利害にも影響されるようになる²。また、会計監査人の側では、提供する監査サービスの質を判断する基準が明確でないまま、経営者に都合のよい監査意見を安い値段で引き受けて提供する、意見の安売り競争（いわゆるオピニオン・ショッピング）が進むようになる。さらに SEC という規制当局が官僚組織として肥大化し、規制が機械的になってくる。こうしたさまざまな要因によって財務報告の自律性が崩れ、社会規範というソフトな規範から、むしろハードな規範、いわば書かれた（written）ルールに変わっていくというわけである。

しかし、このインフォーマルな社会規範と、紙に書かれた、例えば概念フレームワークのようなフォーマルな規範は、いずれも背後にあるアイデアを実際に適用した結果で判断するという点では、基本的に共通していたと考えられる。ベスト・プラクティスのようなインフォーマルな規範であれば、もともと役に立つルールを集めるわけだから当然である。また、演繹的にフォーマルな規範を導く場合であっても、前提はあくまでも仮定ないし要請されたものでしかない。したがって、そこから導かれたルールが実際の役に立たなければ前提に戻って見直せばよいという、比較的フレキシブルな体制が維持されてきたように思われる。

それに対して最近では、このフレキシブルであった体制が硬直化し、一定の前提のもとで作られたフレームワークから会計基準をいわば機械的に導出して、それを上から強制するという体制になりつつある。この動向は、社会規範から書かれた基準への変化をもたらしたさまざまな要因のほか、コンバージェンスの運動に大きく影響されている。すなわち、市場で実際にルールを使ってみた結果をそのルールにフィードバックするのは、一国なら比較的容易であっても、多くの国がかかわると難しくなる。各国の市場でテストされた結果を国際的な共通基準にフィードバックする公正で効率的な仕組みがないまま進行しつつある国際的なコンバージェンスは、現在いずれかの国で実際に使用されているルールでなく、新しいルールを考え出してそれを各国に使わせる方式になっている。その流れの中で、書かれたフレームワークが硬直的に基準を縛るトップダウンの体制になっているともいえる。

² Sunder [2005]。

3. コンバージェンスのキーワード

(1) 3つのキーワードと検討課題

2. でみたとおり、コンバージェンスの動きは、基準の性格を変える大きな要因となっている。そのコンバージェンスが現在どのように進んでいるかという、まず、目標としての単一かつ高品質な基準が第1のキーワードになっている。高品質というのは、企業に生じた事実を適切に開示する会計基準を意味するが、そのような基準の品質と、その国際的な画一性とを同時に要請することである。そこでは、その2つの面が両立するかどうか、当面の検討課題となる。

第2のキーワードは、資産・負債アプローチというストックを重視する考え方である。この対極とされるのは、収益・費用アプローチという、フローから情報を作っていく考え方であるが、IASBではバランスシートの資産・負債の側から会計情報を作っていくというアプローチが採られている。対立的なアプローチとされるこれらの考え方には、本来は注意深く区別しなければならない2つの面がある。基本概念の体系を組み立てるときの定義の問題と、その概念に対応する情報の有用性の問題である。

前者は、資産・負債という観察できる概念と、収益・費用、あるいは利益という抽象的な概念の、どちらからどちらを定義するかという問題である。これについては、具体的な概念である資産・負債から、抽象的な収益・費用を定義するのが当然である。これは概念の定義という面での資産・負債アプローチといえる。他方で後者は、定義の面ではなく、収益・費用というフローの情報と資産・負債というストックの情報とを比べたときに、後者のほうがより重要だという、情報価値の判断としての資産・負債アプローチである。しかし、果たして資産・負債というストックの情報が、収益・費用（あるいは利益）というフローの情報と比べて、企業価値をよりよく代理しうるのであろうか。これが第2のキーワードである資産・負債アプローチの問題点である。

第3のキーワードは、公正価値測定という概念である。もともと公正価値は時価とされていたが、時価のないものも多いことから、「時価もどき」を合わせた総体を指して公正価値と呼ばれるようになった。この公正価値で資産や負債の大きさを測るというのである。これは、資産・負債のストックの価値を開示しようとするものであるから、取得時の価格ではなく、現在の価値で測ろうということになる。概念としては非常に単純であり、資産や負債の公正価値の変動によって利益（包括利益）を捉えていくという考え方である。これが第3のキーワードである。そこでは、公正価値がどこまで資産の価値を代理するか、

同時にそれが企業価値をどこまで代理するかという問題と、資産・負債の公正価値の変動がどこまで有用な利益情報を導くかという問題とが検討課題となる。

(2) 単一かつ高品質な基準

イ. 画一性は高品質と両立するか

単一かつ高品質な基準を追求することに関しては、まず、画一性・単一性と高品質とが両立するかどうかの問題である。会計基準や会計実務を画一化するのは、会計情報の等質性・比較可能性を期待したものであり、国際的な画一化でいえば、ある国と別の国の情報を投資家などが比較できるようにするというものである。しかし、このことと基準の品質の高低とは、基本的には別問題である。比較可能性の高低と基準の品質の高低は一致するかもしれないし、一致しないかもしれない。すなわち、国際的な基準の画一化が、基準の品質の高低と結びつくかどうかはわからない。

また、ここでいう基準の品質は、企業の実態をどれだけ適切に伝えられるかにかかわるものであり、情報の有用性の高低の問題である。企業は、会計基準をめぐる周辺の諸制度によって情報開示に対するさまざまな誘因を与えられるため、会計基準は、そうした誘因に対処しながら（あるいはそれと戦いながら）品質の高い中立的な、あるいは有用な情報の開示を促進しようとする。例えば会社法、税法といった法制、あるいは金融規制、産業規制、料金規制といった規制によって与えられるさまざまな誘因に対して、会計基準はそのバイアスを排除しながら、できる限り品質の高い中立的な情報の開示を促すという役割を担っているのである。そうしたさまざまなバイアス・誘因を与える周辺制度を各国で統一せず放置したまま、会計基準だけを統一化・画一化するだけでは、情報の品質ないし有用性が高まるという保証はなく、むしろ画一性と高品質は一般には両立しないと理解されている。

ロ. 画一性は比較可能性を保証するか

画一性が高品質と両立するかという問題以前に、そもそも基準の画一化が情報の国際的な比較可能性を保証するのかが問題である。これについては、会計の基準と実務を区別して考えなければならない。会計実務は、企業に生じた具体的な事実会計基準をどう適用するかという解釈の問題であり、その判断は、周辺の制度との関係に大きく影響される。したがって、会計基準だけを取り出して上から統合しても、会計実務が統合される保証はなく、情報の比較可能性

が保証されるわけではない。

基準の統合にはコストもあれば便益もある。比較可能性が保証されていれば、投資家あるいは情報の利用者は、国ごとの基準の差異を自ら調整するコストが不要となるため、その分だけ便益を受ける。他方で、会計基準だけを統合することは、制度変更のコストだけではなく、周辺のさまざまな関連する制度との衝突を通じて関係者に別のコストをもたらすことになる。そのようなコストと便益が見合う基準統合の最適水準は、事前には誰にもわからない。したがって、その水準を誰かが適当に上から決めてしまうというのは、非常に乱暴な議論である。そうした乱暴で一方的なやり方を避けるには、むしろ市場取引を通じた誘因両立的 (incentive compatible) な方法で統合の水準を決めるほかはない。同時にそれが基準統合の最適な経路になるはずである。

ハ. 独占の弊害と国際統合のあり方

各国の制度は、ある 1 つの国をとれば原則として一元的でなければならないから、通常は会計基準も原則として国ごとに一元的になる。これを国際的にも一元化してしまうと、基準間の競争が失われて、市場のニーズに対応する会計基準のイノベーションが阻害される。こうした独占の弊害は、多少とも視野の広い多くの識者の懸念を招いている。

制度の国際統合には 2 つの方法がある。1 つは、統一的な制度を決めて、それを上から各国に適用するというアドプションのアプローチであり、「よいからこの基準を使いなさい」というものである。もう 1 つは、統一的な基準はあくまでもモデルであり、各国はそのモデルを参考にしながら自国の制度改革を進めるというものである。各国はできる限りよい制度を作り、多くの資本を引き寄せるよう基準改革に努める。そのような制度間の競争を通じてよい制度が勝ち残れば、それがモデルに反映され、そのモデルがさらに各国の制度改革を促進する。いわば「よければ使ってください」というアプローチであり、それが制度の統合と改善を同時に進める本来のコンバージェンスであろう。この方法は、各国の競争的な制度改革と下からの国際統合とを、並行して進めていくものといえる。どちらのアプローチがよいかは局面によって異なり一概にはいえないが、どちらか一方に最初から決めつけるのは危険である。少なくとも、現在のように 1 つ目のアプローチに決めつけて基準改革を進めることには慎重になるべきである。

会計基準とは違うが、米国の会社法がその例である。米国の場合、会社法は

州法であり、州ごとに異なっている。ただ、モデル・アクト（模範法）があって、それがここでいう「よければ使ってください」という基準として提示されている。各州はそれを参照しながら使いやすい会社法を開発し、多くの会社の本社を引き寄せようと試みる。結果として各州の会社法の間で市場競争が進み、市場のニーズに合ったものが勝ち残る。それが今度は模範法にフィードバックされ、モデルそのものの改善が進んでいくというスタイルを採っている。こうしたやり方が、米国の会社法制を世界で最も進んだ制度にしているのではないかと考えられる。このような意味でも、上述の市場を通じた競争的な制度改革、いわば下からの国際統合は、会計基準でももっと検討されてよい³。

（3）資産・負債アプローチ

イ. 資産・負債と収益・費用の関係

企業会計の最も基本的な定義式に、クリーン・サープラスというものがある。これは資本（純資産）の変動分が利益になる、つまり資本は利益を通じてのみ変動するという制約式である。もちろん、株主の出資や株主への配当といった資本取引を通じても資本は変動するが、資本取引がない場合には、資本は利益を通じてのみ増減する。この関係が成立していれば、期中の資本変動に当たる「期末資産－期末負債－期首資本」は、その期の利益を表す「収益－費用」と必ず結び付く。一方を先に決めれば、他方はそれによって制約されるのである。前者がバランスシート、後者が損益計算書であり、クリーン・サープラス関係があれば必ずこの両者は機械的に連繫する。

一般に企業の投資とは、時点を異にするキャッシュ・フローの交換である。現在自分が持っている確かなキャッシュをリスクにさらし、将来の不確かなキャッシュと交換するのが投資であり、バランスシートと損益計算書、すなわち資産・負債と収益・費用をどう連繫させるかは、キャッシュ・フローを期間的にどう配分するかという問題でもある。すなわち、資産・負債の評価からキャッシュ・フローを配分するのか、収益・費用の測定からキャッシュ・フローを配分するのかという、キャッシュ・フローの期間配分の問題に帰着し、これが現在の争点である資産・負債と収益・費用の関係の根幹をなしている。

³ 例えば、Sunder [2002]。

ロ. 資産・負債アプローチと利益情報の関係

先述したとおり、資産・負債アプローチでは、資産・負債という観察概念から、より抽象的な収益・費用を定義する。これは、基本的には資産・負債の側からキャッシュ・フローを配分する、すなわち、資産・負債のストックないしその変動の認識（さらには測定）によって、キャッシュ・フローを配分するという考え方である。これ自体は正しいか誤りかの問題ではないが、問題は資産の額が企業価値を代理するかどうかである。一般には、バランスシートの資産をすべて集計した金額が、企業価値を代理する有用な情報になるわけではない。バランスシート上の資産の額を合計したからといって、その合計が企業価値と連動する保証はないのである。

例えば、銀行員 10 名が銀行を退職して 1 台 500 万円の新車 10 台を購入し、自らが運転手を務めるタクシー会社を設立したとする。同時に、プロの運転手 10 名が、全く同じ新車 10 台を購入し、タクシー会社を設立したとする。2 つの会社の資産総額、バランスシートの金額はいずれも車 5,000 万円である。他の資産や負債を無視すれば、5,000 万円の資産と見合いの資本がバランスシートの左右に来る。しかし、2 つの会社の企業価値なり株価なりは同じではなく、プロの運転手が集まった会社の株価は、運転に慣れない銀行員のタクシー会社よりも高くなるのが普通であろう。株価には、バランスシートに表れない人的資源に対する評価も反映されるからである。

このように、企業価値とは、現在持っている資産のストックによって代理されるのではなく、むしろ将来どのくらい成果を稼ぐかという見込みによって決まる。したがって、企業価値を代理するのは資産の額やその時価ではなく、むしろ将来の恒久利益、すなわち、毎期のキャッシュ・フローを永続的かつ標準化された額の利益に変換したものが、企業の価値を代理することになるはずである。それを現在の利益でとりあえず代理させるのが情報開示システムの役割である。重要なのは、資産・負債の変動が、利益認識の必要条件でしかないということである。資産・負債の変動がなければ利益は認識されないし、利益が認識されるためには、その前提として資産・負債の変動がなければならないが、しかし、それだけで利益が自動的に決まるというわけではない。資産・負債の変動は、利益認識の必要条件だが十分条件ではないのである。

資産・負債の変動だけで測られた利益は包括利益と呼ばれるが、包括利益は基本的には情報価値を望めない指標である。認識された資産の総額そのものに企業価値との直接の関係がない以上、その変動で測った包括利益に株価が連動することは一般には考えにくい。とすれば、包括利益にさらに要件を付け加え

て、もっと情報価値のある利益の指標を工夫する必要がある。これが、従来のいわゆる純利益（米国でいう earnings）である。純利益がベストといえるかは不明だが、少なくともそれは、ほぼ 1 世紀をかけて資本市場が作り上げてきた、恒久利益の予想に役立つ会計上の利益概念である。純利益は、基本的には包括利益から後述する windfall の意味での期待外の要素を排除した利益であり、それを企業会計の情報として作ってきたということである。

包括利益に要件を追加した純利益の計算では、まだ純利益に含まれない包括利益が出てくる。これが OCI (other comprehensive income) である。この OCI もいずれは純利益の性質を満たすはずであり、そのときには OCI から純利益に振り替えられる（リサイクリング）。問題は、純利益の定義において包括利益に追加される要件である。従来、その要件は「実現」という概念で表されてきた。しかし、実現という概念は非常に多義的に使われているので、わが国の企業会計基準委員会 (ASBJ) ではそれに代えて「リスクからの解放」という概念を使っている。結果がわからない状態をリスクというが、投資に当たって将来に期待する成果はこの意味のリスクを含んでいる。これが消えるのは、成果が事実として確定したときである。事前に期待した成果が事実として定まってリスクが消滅したとき、成果が実現したとみてこれを純利益とする。それが現在までの earnings の概念であり、実証的にみても包括利益に比べれば情報価値が高いことが知られている。

（４）公正価値測定

公正価値とは、基本的には売買市場の時価であり、出口価格 (exit price) である。債務であれば、その債務を第三者に移転するときに支払うべき金額である。時価のないものについては、適当に「時価もどき」を考える。この「時価もどき」にも 2 種類あり、1 つはその会社がその財を使って将来どれだけの成果を上げられるかを、自ら評価して現在に割り引いた割引現在価値 (value in use) である。これは、同じ資産であってもどの会社が持つかで評価は違ってくる。もう 1 つは、そうした保有する会社自身が生み出す価値ではなく、市場が平均的に期待する成果を推定して現在価値を評価するという概念である。現在は、この市場期待に基づく現在価値を「時価もどき」として、これと時価を合せて公正価値と呼んでいる。

このような意味での公正価値評価をバランスシートのどの範囲の項目に適用するかが問題であるが、まず、原則的に全面適用を目指した全面公正価値会計という IASB の好む概念がある。実際には、全面といたしながらも、今のところ

金融商品に関して公正価値会計を全面適用するというのが IASB の基準である。さらに、金融商品でもその全てなのか、あるいは一部だけなのかという問題がある。外形的に金融商品とされるものは一律に公正価値会計でという考え方に対して、例えば株式であっても子会社株式を公正価値評価すべきという意見は聞かれないというように、同じ金融商品でも投資のポジションの性格によって評価が異なるのではないかという考え方もある。

ASBJ が主張してきたのは、金融商品といった資産の外形によるのではなく、投資のポジションの実質に基づいて、その性質が金融投資といえるものに公正価値会計を適用すべきということであった。そこでいう金融投資とは、いつでも自由に現在の時価で換金できる市場が存在するとともに、換金に対して自らの事業からの制約がないものである。外形的には、金融資産ばかりでなく、非金融資産であっても構わない。そのような性質を持った投資について公正価値評価を適用しようという考え方は、まだ十分には検討されていないといってよい。現在は、適切な適用範囲を考えずに公正価値会計のスローガンが独り歩きしているのが実情であり、結果として政治的な駆け引きでその範囲を工夫しながら、将来の全面適用を掲げたまま機会を狙っているというところであろう。

公正価値評価した場合の資産・負債の評価と利益の測定との関係であるが、評価差額はすべて包括利益の要素になる。しかし、前述のように、包括利益に含まれるものが、全て情報価値のある（利用者の意思決定に役立つ）要素とは限らない。そのため、利益の要素として情報価値のあるものを選んで純利益とするというのが、米欧を含めてこれまでの会計基準に共通する考え方であった。そうでないものは OCI として、純利益から区別されてきた。その方法の意味や問題点については、クリーン・サープラスという制約式との関係という面でも十分に検討しておく必要があるであろう。

もちろん、全面公正価値会計であれば（あるいは少なくとも公正価値評価した差額の一部を利益から除く必要がなければ）、出てくる利益は包括利益だけであり、バランスシートの純資産と包括利益の間でクリーン・サープラス関係が必ず成立する。しかし、包括利益を純利益とその他の部分（OCI）に分けると、純利益は純資産とのクリーン・サープラス関係を満たさない。このため、ASBJ の概念フレームワーク討議資料⁴では、純利益とのクリーン・サープラス関係を満たす資本項目を、純資産の一部として定義している。それが株主資本である。そこでは、クリーン・サープラス関係が、純資産と包括利益の間で成立すると

⁴ 企業会計基準委員会 [2006]。

同時に、株主資本と純利益の間でも成立する。ただ、OCI のリサイクルを禁止する IASB の新しい基準に従うと、仮に純利益を残しても、株主資本との間にクリーン・サープラス関係が成立しなくなる。これは、現在日本の会計基準が直面している大きな問題の 1 つである。

4. 概念フレームワーク

概念フレームワークは、会計基準を演繹する前提であり、目的を含む基礎概念の体系を文書にまとめたものである。その当否は、そこから導かれる基準が生み出す情報の有用性に依存し、有用性は、基本的には、情報の利用目的との関連性（レリバンス）と情報の信頼性とのトレード・オフで決まる。信頼性にこだわりすぎるとレリバンスが低下し、レリバンスを追求しようとする場合によっては信頼性が低下するという関係にあり、会計基準は両者のバランスをとりながら、有用な情報の開示を図らなければならないということになる。

これがしばしば難しい問題を引き起こすため、近年、IASB と FASB が共同で開発している概念フレームワーク⁵では、信頼性という情報の質的要件を「表現の忠実性」という要件に置き換え、それによってトレード・オフを回避している。対象を認識するときにはレリバンスを重視し、測定の場合には表現の忠実性を尊重すればよいという考え方である。これは、基本的には公正価値評価という結論を先に決めたいという考え方で、それをサポートするため、レリバンスとトレード・オフの関係にある信頼性を避けて表現の忠実性に置き換え、認識と測定の局面を切り離したうえでレリバンスを前者に、表現の忠実性を後者にそれぞれかかわらせようとしたものかもしれない。公正価値測定が、認識された事実の忠実な表現であるかどうかを措いても、認識に忠実な表現の観点が必要か、測定にレリバンスが必要か、という疑問も残るところである。

5. 会計情報の有用性とその検証

(1) 実証研究の意義と限界

クリーン・サープラス関係が成立していれば、会計情報はキャッシュ・フローの期間配分に依存する。すなわち、基本的にはキャッシュ・フローをどのように配分するかで会計情報が決まってくる。したがって、会計基準の品質（基準が生み出す情報の有用性）は、この配分ルールが適切かどうかの問題でもある。

⁵ 例えば、IASB [2010]。

その検証では、通常、情報利用者を投資家に絞り、彼らの意思決定に役立つという所与の目的のもと、彼らの予想形成の結果である株価あるいは株価変動と会計情報との相関を確かめながら、有意な相関が認められるかどうかで情報の有用性を（したがって、そうした情報を生み出す会計基準の適否を）判断することが多い。過去 40 年に及ぶ実証研究は、このような検証方法で多大な成果をあげてきた。いうまでもなく、それは基準形成よりも、まず事実認識の検証を目的とするものであった。

ただ、この方法では、有用性が棄却されても代替りの基準やフレームワークを提示できるわけではない。また、これらの実証研究は、現行基準のシステムを所与として、ある情報の有用性を検証もしくは反証するが、そこで得られた結果を基準にフィードバックさせたときは、他の基準にも影響が生じ、それらを所与として行った実証の前提が崩れてしまう可能性がある。そうした問題を避けるには、基準のシステムの一部を取り出すのではなく、その総体について情報価値を検証するしかないのかもしれない。例えば発生主義的なシステムに基づく利益情報の有用性を検討した比較的初期の実証研究などである。それに対して、例えば減価償却の情報価値を実証してみても、仮にその情報が有用でないという結果が出たところで、それをフィードバックすると所与としていた他の基準にも影響が及び、実証の前提が崩れるのは避けられない。他の基準がそのままでも、減価償却をやめて利益や資産（資本）の額が変われば、それに基づく人々の期待や行動が変わることもある。

（２）定性的にみた情報の有用性

他方で、情報の有用性の定性的な検討にも目を向けておこう。代表的なのはフィッシャーやヒックスの経済的な所得の概念である。ヒックスの所得概念を会計上の利益に応用するとき、特に重要なのは、将来に対する期待の変化から生ずる価値の変動（windfall）であろう。期首の情報に基づいて評価した期首の価値と、期末までに資本から分離した成果や、期末の情報に基づいて評価した期末の価値との間には、将来に対する期待の違いに基づく差異がある。それをそのまま所得に含めたのでは、意味のある概念は得られない。ヒックスのいう所得 No.1 は、資本価値を損なわずに期中に消費できる最大額であるから、これには windfall が入っても、とりあえず問題はないのかもしれない⁶。しかし、ヒッ

⁶ ただし、ヒックスのいう所得 No.1 でも windfall を含むのは、客観的だが経済行為にとって意味がないとされた事後の概念である（Hicks [1946] p.179）。

クス自身が経済分析にとってより重要とする所得 No.2 は、現在消費できて、さらに将来の各期においても同じだけ消費できると期待される最大額であり、この概念を充足しようとする、当然 windfall は除外されることになる⁷。

しかも、経済的な意思決定にかかわる所得が事前の概念なのに対し、会計の測定値は事後的な概念だから、それが意味を持つには事前の所得と比較できる情報でなければならない。すなわち会計情報は、事前に期待した将来の成果と対比できる事後の事実を確定し、それをその先の期待形成にフィードバックする役割を持つのである。Windfall を含まない事前の所得 No.2 に対して、それと比較できる事後の概念でなければその役割は果たせない。そのためには、企業固有の成果を期待する事業投資と、価格変動の成果を市場取引で獲得する金融投資とでは、測定の仕方が異なるのはむしろ当然である。事業の成果を期待した投資であれば、確定した事実は事業から生じたキャッシュ・フローで測ればよいし、キャピタル・ゲインを期待した投資であれば、時価が変動したときにそれはすでに成果が確定したとみて、その意味での金融投資に時価評価ないし公正価値評価を適用すればよい。Windfall の性質を持つ前述の OCI が生じても、事後の測定では消費できる成果になったときにリサイクルすればよい。

6. おわりに：最近の制度論議から

現在、IFRS をめぐる制度論議として、強制適用か任意選択かが大きな問題になっている。例えば、すべての上場企業に強制適用するのか、一部企業にのみ強制適用するのか、あるいは全部または一部に任意適用を進めるのか、という選択が問われている。ここで重要な点は、国際化が、市場の国際的な広がりに伴ってインフラが統合されていく望ましい方向であると同時に、そのプロセスにおいて自国の制度を国際標準にどう反映させるかという競争でもあるということである。単に自国の制度を放棄して、すべてを IFRS に入れ替えようというのでは、日本の制度を国際的な標準に反映させ得る立場を自ら放棄するだけのことでしかない。こうした観点からすれば、日本は少なくとも連結ベースで日本の会計基準を持ち続け、それを日本の市場でテストしたうえで、その結果を絶えず国際的に発信して日本の考え方を国際標準に反映させていくという態勢をとる必要がある。日本基準を捨てて全面的に国際標準へ入れ替えるのは、会計基準に関する限り日本を国際化時代の敗者にするものであろう。

国際基準に従った情報開示は、日本に上場する海外の企業については次々に

⁷ Hicks [1946] Chap.14。

出てくるであろう。その限りでは、2つの基準が国内市場に併存することになる。仮に国内企業に任意で国際基準の選択を認めても、基本的にはその状況が拡大するだけである。監督行政の観点からはいずれか一方にしたほうがよいという考え方もありうるが、これまでも、SECに登録されている企業は、米国基準に従った米国での情報開示をそのまま日本で用いることを認められており、事実上、日本でも日本基準と米国基準が併存してきたといえる。限られた数の企業とはいえ、基準の併存によって問題が生じたことはなく、非常に多くの企業がIFRSを任意適用するのでない限り、監督行政の観点から厳密に一元的な基準とする必要はないのではないか。

次に、連単分離、連結先行も制度をめぐる大きな論点の1つである。連単分離とは、連結はすべて国際基準に合わせ、単体は税などとの関係があるため日本基準を残すということであるが、これは容易に実現できるものではない。仮に連単分離とした場合には、単体基準の国際的なコンバージェンスがむしろ遅れる懸念もある。日本基準と国際基準には現時点では大きな違いがなく、分離した連単の調整も工夫すれば可能かもしれないが、国際基準は日本の現行基準とは向いている方向が違い、将来的には両者の乖離が大きくなって、結局は収拾がつかなくなる可能性が高い。このようなことまで踏まえると、連単分離を容易に実現できると考えるのは不適當である。

連単分離ではなく、税制と会計の分離という議論もある。制度目的の違いに応じて会計のシステムも違ってよいというだけであれば、誰も異論はないであろう。当面は連結納税がなくなっても、それは本来、連結と単体の棲み分けではなく、連単を一体とした税制と会計制度の棲み分けである。しかし、日本の制度は、税制が会計制度を利用することにより、膨大な行政コストを節約しているシステムである。仮にこれを分離し、会計基準からも監査からも独立した税制を考えると、税務署職員も大幅に増やさねばならず、大きな追加コストが避けられない。行財政改革が叫ばれるときに、このようなことを実現するのはほとんど不可能であろう。

さらに、IFRSをめぐる制度論議として、公開会社と中小企業で基準を分けるという議論がある。しかし、中小企業にIFRSは適用できない（できるとしても適当でない）といっても、公開会社の子会社や関連会社ならば、中小企業でも公開会社と同じ（国際）基準に統一せざるを得ない。大株主が現れて支配下に入ればすぐ国際基準を使うが、さもないと国際基準は使えないということであり、理屈として通らないのではないか。さらに、中小企業向け基準を作って、それを会社法の定める公正な会計慣行と認めた場合には、監査に関する公認会

計士と税理士の職域問題⁸が再燃する可能性もある。この点からみても、公開会社と中小企業とで基準を分けるには、解決しなければならない多くの課題が残っている。従来と同様、中小企業に簡便な処理を認める程度でよいのではないか。

コンバージェンスは非常に重要な課題であるが、それは、上からアドプションのアプローチで一方的に決めるのではなく、むしろマーケットのプロセスを通じた下からの基準統合を進めていくという体制が必要である。現時点では、上から早急に基準を統一しようとすることによって、いろいろな無理が生じていることに注意を払うべきである。それは、グローバル・コンバージェンスという目標を、かえって遠いものになっている可能性が高い。

⁸ わが国では、歴史的経緯もあって、会計専門職として公認会計士と税理士の2制度が設けられてきたため、特に会計専門職の能力を会社法において活かすための法改正の際に、両者の職域をめぐって政治的な対立がみられた。例えば会社法に会計監査人監査を導入しようとした際には、税理士側が職域の圧迫を懸念して反対したり、中小会社の監査業務への参入を主張したりした結果、実現までに長期間かかった経緯がある。

【参考文献】

企業会計基準委員会、『討議資料：財務会計の概念フレームワーク』、2006年

Hicks, J. R., *Value and Capital: An Inquiry into Some Fundamental Principles of Economic Theory*, Clarendon Press, 2nd ed., 1946 (安井琢磨・熊谷尚夫訳『価値と資本』、岩波書店)。

International Accounting Standards Board (IASB), *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, 2010.

Posner, R. A., “Theories of Economic Regulation”, *Bell Journal of Economics and Management Science*, Vol. 5, No.2, 1974.

—————, “Social Norms and the Law: An Economic Approach”, *American Economic Review*, Vol.87, No.2, 1997.

Sunder, S., “Regulatory Competition among Accounting Standards within and across International Boundaries”, *Journal of Accounting and Public Policy*, 2002.

—————, “Social Norms versus Standards of Accounting”, Yale ICF Working Paper No. 05-14, Yale School of Management, 2005.